

文化関係助成事業

事業名	種別		対象経費	助成率	限度額（千円）		
					団体	個人	
						A	B
(1) 成果発表事業 (出版事業を含)	総合		事業に要する経費		200	－	
	準総合				100		
	美術		使用料賃借料 通信運搬費 印刷製本費 審査員・講師 謝礼金 その他の経費	1/2 以内	50	100	50
	音楽				50	100	50
	演劇・舞踊				50	100	50
	文学				50	100	50
	生活文化				50	－	
(2) 出場出品及び派遣事業	出場	全国大会	旅費	定額	400	20	
		東北大会			200	10	
	出品	全国大会	通信運搬費	定額	200	10	
		東北大会					
	派遣	国際	旅費	定額	500	30	
		県外			400	20	
		県内			200	10	
(3) 文化財の保護及び伝承事業	有形文化財・記念物		事業に要する経費	1/2 以内	100	－	
	無形文化財・民族文化財						
	伝統文化復活				300	－	
(4) 特認事業	文化振興に著しく寄与すると認められる事業		事業に要する経費		教育委員会で決定する。		

備考：個人の A とは全国的評価、個人の B とは全県的评价を受けているものをいう。